

令和8年度 安中市住宅省エネ改修補助金のご案内 【追加募集版】

省エネ型ライフスタイルの推進と地域経済の活性化を図るため、市民の皆様が安中市内（以下、「市内」といいます。）の業者を活用して、ご自宅を省エネ改修した場合に、その費用の一部を補助します。

※補助金の予算額に残額が生じたため、追加募集に切り替えて募集を再開します。

※既に着工又は完成している省エネ改修工事は対象外です。

※補助金の交付は交付年度に関係なく、申請者及び住宅につき、1回限りです。



補 助 対 象 者	・市内の住宅に居住している18歳以上の人で、当該住所で住民基本台帳に記録されている人（または完了報告書提出時まで、当該住所に居住予定の人） ・市税を完納している人 ・暴力団員等でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと（H28～R5年度実施の住宅リフォーム補助金を除く）
補 助 対 象 住 宅	・補助対象者が居住する住宅 ※賃貸住宅などは対象外
補 助 対 象 工 事	・下記の省エネルギー化、外皮の維持保全に資する省エネ改修工事 ※詳細は別表参照 (1)屋根、外壁、天井、床下、窓などの断熱改修工事 (2)高断熱浴槽の設置を伴う浴室の改修工事（(JIS)A 5532の高断熱浴槽） (3)節水型便器の設置を伴う便所の改修工事 （(JIS)A5207のⅡ形大便器、Ⅰ形小便器、Ⅱ形小便器） (4)高効率エアコン、高効率給湯器、高効率LED照明の設置工事 ※省エネ基準達成度が100%以上または多段階評価点★★★3.0以上の機器（最新目標年度） (5)屋根、雨どい、外壁、構造躯体の維持保全工事 ・市内の業者に発注して行う工事であること ※法人の業者にあっては本店(本社)が市内にある業者に限ります ・補助対象経費が5万円(税込み)以上であること ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと ・令和9年2月26日(金)までに省エネ改修工事の完了報告ができること
補 助 金 額	・補助対象経費×20%・・・①（1,000円未満切り捨て） ※UMECAで受け取る場合、①×10%の額が加算されます（1,000円未満切り捨て） ・補助金上限額 現金：10万円 または UMECA：11万円分のポイント ※UMECAで受け取る場合、申請者のスマートフォンでアプリの登録が必要です
補助金交付までの手順	
当 選 者 に よ る 補 助 金 交 付 申 請 (本 申 請)	本申請受付開始：令和8年8月24日(月) 午前8時30分 終了：応募件数が募集件数に達する見込みとなった時点 応 募 方 法：右記の応募フォーム（二次元コード）からアクセスして応募してください ※市ホームページからも応募できます ※フォームに情報を入力およびデータを添付してください ・本申請できるのは申請者及び住宅につき、1回限りです ・本申請では補助対象工事の条件の確認、審査などを行います ※電子申請の手続きお困りの際は、相談窓口を開設していますのでお問合せください 開設場所：（本庁）建築住宅課（松井田庁舎では対応していません） 時間：午前8時30分から午後5時15分（閉庁日を除く）
工 事 完 了 報 告 補 助 金 の 請 求	工事完了報告期限：令和9年2月26日(金) 午後5時15分 報 告 方 法：右記の報告フォーム(二次元コード)にアクセスして報告 ※市ホームページからも報告できます ※フォームに情報を入力およびデータを添付してください ・審査完了後に補助金の交付となります



【応募フォーム】

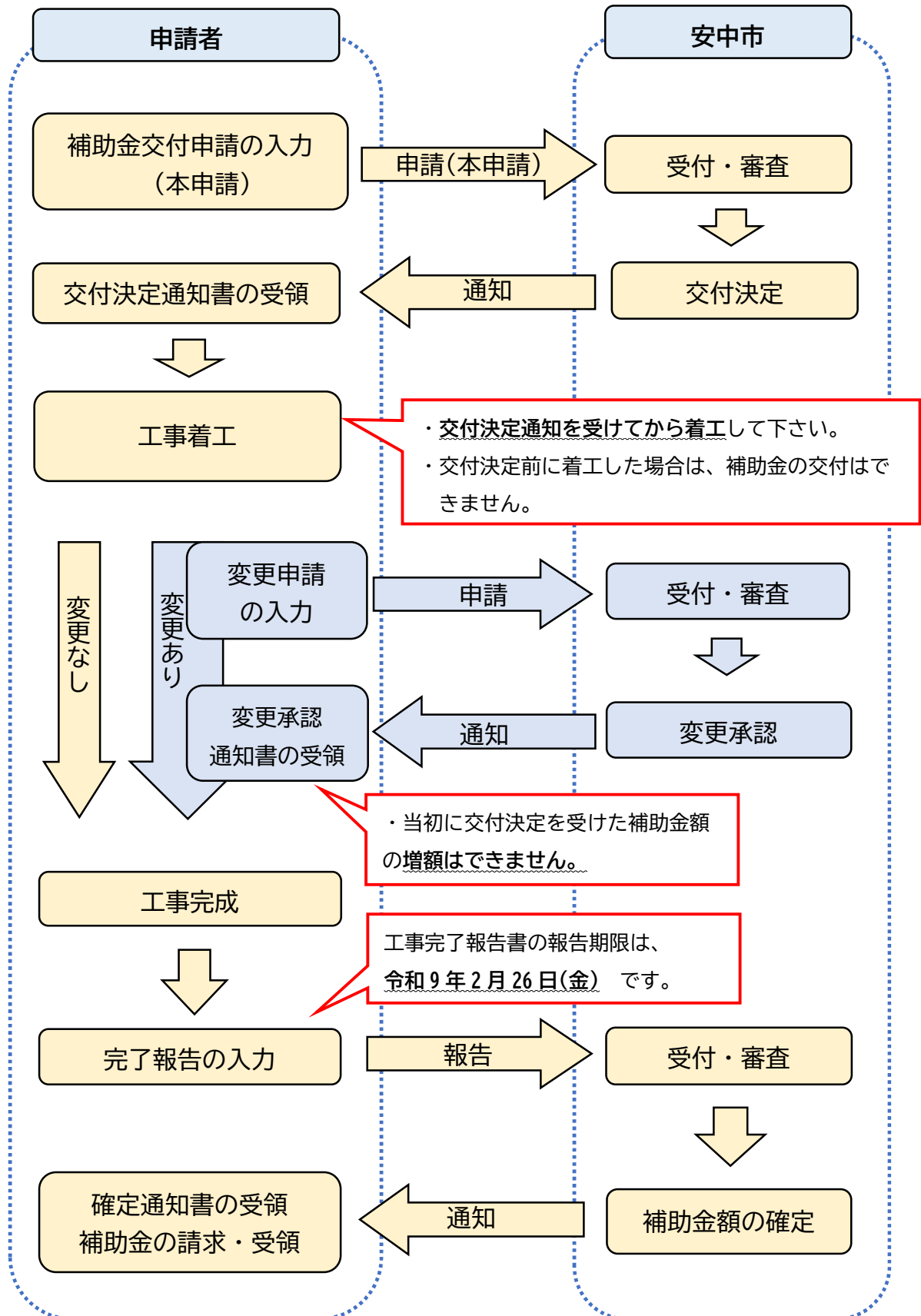


【市HP】



【報告フォーム】

<手順> 補助金交付申請(本申請)から補助金交付まで



補助対象となる省エネ改修工事

・省エネ化に資する工事

項 目	基準・内容
外皮の断熱改修	天井、外壁、床下、基礎等への断熱材等の設置
窓等の断熱改修	二重サッシ(内窓、外窓)、複層ガラス、樹脂サッシの設置
浴室の改修	日本産業規格(JIS) A 5532の規定による「高断熱浴槽」同等品以上の設置を伴う浴室の改修工事
便所の改修	日本産業規格(JIS) A 5207の規定による「Ⅱ形大便器」、「Ⅰ形小便器」、「Ⅱ形小便器」同等品以上の設置を伴う便所の改修工事
高効率エアコンの設置	省エネ性マーク適合品  (省エネ基準達成率: 100%以上) または多段階評価★★★★3.0以上の機器
高効率給湯器の設置	省エネ性マーク適合品  (省エネ基準達成率: 100%以上) または多段階評価★★★★3.0以上の機器
LED照明の設置	省エネ性マーク適合品  (省エネ基準達成率: 100%以上) または多段階評価★★★★3.0以上の機器

※高効率エアコン、高効率給湯器、高効率LED照明は最新目標年度の省エネ性能評価による

統一省エネラベル等の例 →



※省エネ性能評価などは、省エネ型製品情報サイト
(経済産業省・資源エネルギー庁)でも確認ができます

URL: <https://seihinjyoho.go.jp/>



出典:「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省 資源エネルギー庁)
(<https://seihinjyoho.go.jp/>)
PDL1.0
(https://www.digital.go.jp/resources/op/en_data/public_data_license_v1.0)
(令和8年4月30日に利用)

・外皮の維持保全に資する工事

項 目	基準・内容
屋根の改修	ふき替え、塗装、防水等
雨どいの改修	新設、取替え、修繕等
外壁の改修	張り替え、塗装、防水等
構造躯体の改修	柱、梁、筋交い、基礎などの補強、修繕、 木部防腐防蟻処理、シロアリ駆除等

※注意!!

上記に該当しても、市の他の制度による補助を受ける省エネ改修工事は、対象外です。

お問い合わせ先

〒379-0192 安中市安中二丁目13番7号

安中市役所まちづくり部建築住宅課指導係(本庁2階)

電話: 027-382-1111(内線1255・1256・1257)

受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

お問い合わせフォーム

https://www.city.annaka.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=27&inq=04&lif_id=21434&check